

平成30年第2回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成30年3月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成30年3月12日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	平成30年3月12日	13時52分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	待永るい子	出	7番	平古場公子	出
	2番	竹下泰信	出	8番	川下武則	出
	3番	田川浩	出	9番	久保繁幸	出
	4番	坂口久信	出	10番	末次利男	出
	5番	江口孝二	出	11番	下平力人	出
	6番	所賀廣	出			
会議録署名議員	9番	久保繁幸	10番	末次利男	11番	下平力人
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村芳幸		福田嘉彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島正昭	環境水道課長	峰下徹		
	副町長	永淵孝幸	農林水産課長	永石弘之伸		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	藤木修		
	総務課長	川崎義秋	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村正史	会計管理者	大岡利昭		
	企画商工課長	田中久秋	学校教育課長	津岡徳康		
	町民福祉課長	田中照海	社会教育課長	野口士郎		
健康増進課長	小竹善光	太良病院事務長	井田光寛			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年3月12日（月）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第2号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第3号 太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 太良町営山林育成基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第6号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第7号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 日程第8 議案第9号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第9 議案第10号 平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第11号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第12号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第13号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第14号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第15号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第16号 平成29年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第1．議案第2号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

よかですか。なかったらどんどん進みます。

○9番（久保繁幸君）

皆さん言われないので私のほうで。今まで勉強しておくべきだったことと思います、国保の委員でございますが。県が財政主体となるわけですが、今後の県の、まずは統一の名称はどのようになるようになっておりますか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

県の名称はそのまま行きて、県に国保の運営協議会が新しく設置されることになっております。

○9番（久保繁幸君）

変わらないということでございますが、うちのほうの委員会の名称は今ここに、後のほう出てきておりますが、中身を見よって、私は国保の委員やけもっとわかっとかないかんとでしようけどまだ勉強不足だったんで、その基礎課税額の54万円、国保での支援19万円、介護納付金課税16万円、特定指定の28万円、わかりやすく説明をお願いしたいんですが、お願いします。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

課税額が基礎額とありまして、その中で一般の方の基礎限度額が54万円とか、後期高齢者の支援金が限度額が19万円、介護納付金の課税額が16万円とあって、被保険者に対しての後期高齢の支援金とか介護納付金とかについての限度額が決まっている国保税になっております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

その辺は書いてあるのでわかるとるんですが、その内容の中身を知りたかったんでお尋ねしたんですが、まあこれは追って私も勉強させていただきます。

町からの県への統一になった場合、人事の出向等々はどのようになるわけですか、あるんですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

人事については、県は県の国保課のほうでされて、町から出向とかはございません。

以上です。

○10番（末次利男君）

今回佐賀県連合に移行するというごさいませけれども、ただ先ほどの御質問で名称は佐賀県国保協議会というになるということですが、後期高齢者も以前そういう佐賀県連合になったわけですが、現在の名称は佐賀県後期高齢者医療佐賀県連合という名称になっておりますけれども、これ協議会でいいですね。確認です。

それと、今回この3つの課税額は変わらないということでありませけれども、ここに移行するまでにはそれぞれ担当者会議で詰められたというふうに思います。この国民健康保険のいわゆる保険料というのは20市町それぞれ違うわけですね。それをそれぞれの医療費に案分して保険料が変更するのか、ある時期で一緒になるのか、この辺がどういう、さまざまな議論があつて詰められたというふうに思いますけれども、その辺の担当者会議の議論の中身というのはどういうふうになって現在に至ったのか、その辺をお尋ねいたします。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

国保の事業に対しては、佐賀県の国保事業の運営に関する協議会となります、協議会は。

それと、保険料につきましては、まだ広域化でありますので、各市町の医療費水準とか所得水準にあわせて標準保険税率が決定されて、今のところ県の話合いの中では一本化とあって、佐賀県全体ですけども、それは、今のところ広域化をまずはして、何年で統一化というところまでは決定しておりませ。

以上です。

○10番（末次利男君）

それでは、現在の各市町の医療費に対しての保険料で徴収業務を行うということによろしいですね。

それから、当然ながら町の業務も大きく変わっていくというふうに思いますけれども、後期高齢者医療のように徴収業務のみになるのかどうなのか。

それと、それぞれに太良町は保険料は低いほうなんです。後期高齢者のほうを見てみますと、当然佐賀県連合に移行した時点では低かったわけですが、今かなり上がっています。これは、みんなで通れば怖くないという状況にもなりかねないというふうに考えます。そういった中で、今後の保険事業、それぞれの市町で温度差があるわけですね。非常に検診率も低いところもある、高いところもある、この辺をどのように運営協議会あたりで詰められて、いわゆる将来的にはかなり医療費が高騰する、介護費用が高騰する、これは社会問題になるんです。

先ほど、社会福祉大会にも包括支援システムを構築して、在宅でしていかなければいけないというふうなことも今取り組みをされておりますけれども、そういった中でいかにして医

療費を下げるか、これは、市町の議論の中身というのはどういうふうな議論をされたのか。これは恐らく佐賀県連合になる、ここは生命線だと思う。いかにして保険事業によって医療費を抑制するのか、はたまたそれをしないと税金は上げないといけないとならないわけですから、この辺はどのように考えられておりますか。今後大きく高騰する予測、高齢化ということで、この辺どうですか。いずれにしても介護、後期高齢者の支援分も当然ふえてくるだろうと思うんですけども、この辺はどういうふうな、担当者会議での議論の中身はどうなっているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

要するに保険事業、それから抑制対策です、医療費の。この辺はどうですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

国保の運営につきましては、今現在町で行っている保険事業とか賦課徴収の分については今までどおりに実施されます。今後、医療費を抑えるためにということですが、一応うちでは保健事業特定健診をしておりますので、特定健診とか特定保健指導です、健診の結果後の、受診をたくさんしてもらって医療費の抑制には努めたいと思っております。

それと、ジェネリック医薬品とか重複とかありますけれども、その辺をもっと勧奨しながら医療費を下げていきたいなどは考えてはおります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第3号 太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

今回この条例改正につきましては、平成30年度から山林の特別会計を廃止し、一般会計に移行するという出されていると思いますけど、特別会計といいますのは一般的に特定の収入をもって特定の支出に充て、一般会計とは別に計上するという会計であると思います。国保のように法律で設置を義務づけられているものですか、市町の条例によって設置されるものがあると思うんですけど、今回2点聞きたいと思いますけれど、まずこれが特別会計を廃止されて一般会計に移行されたという理由、これについてお聞きします。いかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えします。

今回、平成30年度から一般会計化することに関しましては、これまでいろんな中で検討されてきたところではございますけれども、以前材価がいいときには特別会計のほうから一般会計のほうに繰り入れがされてきたというようなことで、非常に貢献されてきたところがございますけれども、昭和54年以降については、一般会計への繰り入れがもうなされていないというような状況でございます。そういうことを考えて、現在の流れの中でも、経済林としての役割といいますか、そういうものに関しまして特別会計の意味がなされていないというようなことで考えておりましたところ、山林運営委員会のほうでも提案いたしまして今後の会計のあり方について申し述べたところ、もう現状からすれば体をなしていない部分もあるかということなので、今回一般会計化というようなところに踏み込んだところであります。

以上です。

○3番（田川 浩君）

それでは、もう一点聞きたいと思います。

特別会計のいい点としましては、独立した会計でありますので、その事業内容でありますとかあと費用対効果ですとか、そういったものを独自に切り離して評価ができるというのがいい面だと思っております。今回特別会計から一般会計に移るということで、そういった評価がなかなか埋もれてみえにくくなるという危惧もあるかと思っております。これから、そういったものを当局として、今まででしたら例えば山林特別会計へ何千万円繰り入れますとかということが目に見てわかったです。そういったことがこれからはなかなか私たちも見にくくなるということで、当局としてはそういった山林の事業に対する評価というものをどうしていかれるつもりなのか、どういったふうにされていく予定なのかお聞かせできますでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

これまで特別会計のほうでしてきたものを一般会計のほうの科目の中にそのまま移行するというような形で持っていきたいというようなことで考えております。それによりまして、内容についてはこれまでと比較することもできるかと思っておりますので、その辺について今後詳細に詰めをしながら、今後の運営に務めていきたいってなことで思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

同じような質問になるんですけど、私も以前に山林運営委員会のほうにいたこともあるんですけど、そのときにこの特別会計というのをやったら、予算をある程度確保しとけばいろんな部分に、今、田川議員が聞いたように、いろんな部分にこうメリットがあるんじゃないかというふうに考えていたところなんです。

一昨年といいますか、2年ぐらい前から200年の森創設もあって、この特別会計の中で、もしできればふるさと応援基金とか、そういう部分をそっちのほうに、基金に組み入れてでも200年の森をうまいことやっていくんだらうというふうに予測をしてたんですけど、そこら辺で200年の森とかなんとかを今から先ずっとやっていくのに、そういう特別会計の基金があったほうが私はいいいんじゃないかなというふうに考えていたんですけど、今回一般会計にということやったんですけど、そこら辺の今から先、今から100年先のことまではどうなるかわからんばってんが、特別会計を外した方がより一層200年の森のあれには貢献するということですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

200年の森のほうを今後において維持できるのかという形での御質問だったかと思いますが、これまで同様、200年の森についても維持管理は当然していかなければいけない、その財源としては、後だってお話も出てくるかと思いますが、山林の基金についてはそのまま残すというようなことで考えておりますので、そういうところから必要なときには繰り入れをしながら対応していくというような形になるかとは思っております。それで、大きく今回の一般会計化により内容について変わるというようなところは考えていないところでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

太良町は山林の町と言っても過言でなかぐらい一杯、今もう40年、50年たってるヒノキ、杉の木を持ってるわけじゃないですか。それを、この前も森林組合の方が来られて、幾らでもそういうのを今から加工していけば幾らでもお金になるということも言われた中で、こういうことをやけんが、そこら辺が、ほとんどの木が40年から50年、60年たっているということで、実は私もこの前森林組合さんが開きよるところへ見に行って、結構大きな木材が10本

ぐらい切ったとこ置いてあったばんでんが、そこら辺も見せてもろうたとばんでんが、この木を加工して売るつもりだなということでしたんですけど、私もはっきり言うてメリット、デメリットが、よくつじつまが合うかどうかわからんばんでんが、そこら辺の意味合いが、一緒のようにしたときに、意味合いがよくわからんやっただもんやけんですよ、今後特別会計じゃなくても一般財源でもちゃんと対応するということですけど、そこら辺がいまいちぴんとこんやっただもんやけん、重ねて聞いたところです。

○2番（竹下泰信君）

今回、山林特別会計を廃止をいたしまして一般会計に移行するというようなことですが、この移行した時点で具体的なメリットはどう考えておられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

移行によるメリットということですが、特段に大きく内容等が変わるわけではございません。ただ、会計が特別会計から一般会計のほうに移行するというような形で、ある意味必要なときには柔軟に対応できる部分も出てくるかと思っておりますけれども、その辺については今後の運営状況の中で見出していかなければいけないという部分も多々あるかと思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

特に変わらんならそのまま残しておく方がいいと思うんですけど、やはりそれだけのメリットがあるから移行していくわけですから、その辺のところはぜひ具体的に検討していただいて、こういうメリットがあるからこれに変えますよと、一般会計に行きますよというところはどうか考えておられますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

大きなメリットはないということでも申しましたけれども、これまでの動きの中で、今まで内容、基金の、お金の動きを明確にしていくという上で一般会計への繰り入れがあった、そういう流れがわかるような形でということでもこれまで続けてきたかと思っております。

しかしながら、先ほど言いましたように、もうこれの繰り入れ等々はございません。そういう中で、もう特別会計のお金の動きを新たに区別することの必要性等々についてはもうなくなっているのかなということも踏まえまして、今回一般会計化ということに踏み込みたいと思っておりますのでございます。よろしく願いいたします。

○10番（末次利男君）

いろいろ質問もあっておりますけれども、今回大きな時代の節目とともに会計の方法も変

えられるということの議案というふうに考えますけれども、この基金条例の新旧対照表を見ておきますと、一般会計歳入歳出、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算を定める額とするという改正案です。

それと、運用金の処理につきましては、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し基金に繰り入れると、これはもうごもっともなことです。まず一点お尋ねしたいのは、これまで山林育成基金という条例のもとにこの山林特別会計が予算化されておりましたけれども、この山林育成基金の目的基金、これは当然目的基金でございます、取り崩し基金として運用しておりましたけれども、これはそのまま基金として存続して、今後この基金によって山林事業会計をされるのか、そこはどうですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

基金のことについてでございますけれども、御質問があつとりますのでお答えしたいと思います。基金については、山林の基金ということで今後においてもほかの基金と同様に残して、必要なときには繰り出し等々行いながらしていくところでございます。

以上でございます。（「末次議員、基金条例は次にありあすとじゃけ、4号、4号でもあつとばってん」「あら、そげんとですか」「はい」「いやいやちょっと」「よかよかよかです」「3号でよか」「4号まで行ったときば質問が少なかりうけど」「いやいや3号」と呼ぶ者あり）

○10番（末次利男君）

そういうことになっておりますから、この特別会計を廃止した場合どういった、予算をつける場合、これまでは基金の取り崩しによって特別会計の予算が成り立ったわけです。今回もそのとおり、山林の事業につきましては基金から取り崩して予算化するということですね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、基金繰入金とした形で処理をしていきます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方
起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第4号 太良町営山林育成基金条例の一部を改正する条例の制定について
を議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（末次利男君）

3号と関連いたしますので、1つ確認をしておきたいというふうに思います。

特別会計は廃止されても、これまでどおり基金によって山林の育成並びに広域的機能を高
めるような事業を基金の取り崩しによってやると、繰り入れによってやるというお話ですけ
れども、この山林育成基金も恐らく収支が伴わないから一般会計化されるわけですもんです。
特別会計として体をなしていないということから、メリット、デメリットの問題じゃないん
です、これは。それで、今後山林育成基金もいつかは底をつくというふうに思いますが、底
をついたときには一般会計から山林育成基金に繰り入れをするのか、収益を繰り入れても大
した繰り入れにはなりません。当然目減りしていくわけです、基金というのは、取り崩し基
金ですから。そういうつもりで今後将来的に、先ほど言われたように200年の森という壮絶
なビジョンを持った山づくりをされているわけですので、そういったことを延々として基金
に繰り入れてでもやっていくと、将来的にやっていくということからこの廃止をされたのか
どうか。先はわからんでよということではどうもならんわけです、やっぱり。そこんたい明
確にさせていただきたいなというふうに思いますが。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

先ほど議員おっしゃるとおり、現状のままでいくことになれば、基金の目減りというのは
当然発生して最終的にはなくなる可能性もございます。しかしながら、材価というものが今
は低迷しておりますけれども、今後において高くなってくれば収益のほうもふえるというよ
うなことで考えておりますので、その時期を見て、必要なときに必要な措置を今後におい
ても考えながら、そのときには上司のほうと話をさせていただいて、決定づけて将来像に向け
ての計画をつくっていききたいというなことで考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 太良町営山林育成基金条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第5号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第6号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第6号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第6号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第7号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（末次利男君）

単純に字句の解釈についてお尋ねしたいと思いますが、(5)番、町内に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者ということから、この解釈はどう解釈すればいいのか、それとどのような場合こういった法第55条第2項の規定が該当するのか、この辺をお尋ねいたします。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

この改正は、現在国民健康保険である方が佐賀県以外の住所、老人保健施設とかに入所されている方が後期高齢者、75歳になった場合には、今まではよその県におられたらよその県の後期の高齢者連合の被保険者となっていたんですけども、この特例ができたことに対して、今までは県外の後期高齢者、これが佐賀県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるように変更になっております。

以上です。

○10番（末次利男君）

確認いたしますけれども、その対象者が74歳から75歳になられるときに、県外の施設に入所された場合が住所地に特例でなるという解釈でいいですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

末次議員の言われるとおりでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第7号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第8号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

事業の選定と限度額の融資ということで、どうして事業を選定するようになったのか、今まではどうしてたのか、そういうふうになった流れを教えてくださいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

事業の選定ということですが、現在4つの資金の種類を設けておるところでございます。これにつきましては、園芸作物と畜産経営、ノリ養殖、家畜伝染病というなことで4部門に分かれております。以前は家畜伝染病のほうはございませんでしたけれども、口蹄疫関係の発生からその後においてこれが設けられたというなことでございます。農家の経営の支援というな形で始まったというなことで考えるところです。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

それでは、昨年の実態を教えてくださいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

28年度でございますけれども、4件ございまして、利子補給額といたしまして4万403円というなことでなっております。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

融資なので、当然それを査定するというか、申し込みがあったときにそれを査定するところがあると思いますけれども、融資を決定する機関はどこなのか、またどういう組織になるのか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

融資関係の査定、審査というところは、佐賀県農業協同組合のほうで行っていただいております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

今、利子補給が4万403円というふうに言われました。それで、昨年の実績、各実績はどれぐらいあったんですか、それぞれの。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

4件とも家畜関係の資金でございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

4件あったということで、4件の中で家畜の分だけということで、ほかの園芸とかノリとかは、家畜伝染病とかなかったわけですね。それで、その金利は幾らなのかですね、末端の借り主の金利は幾らなのか、今借りられた金額は幾らなのか、その辺お伺いいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

借り入れられた金額ということですが、4名さんいらっしゃいまして1,188万円を当初は借り入れられております。それで、先ほどの利子補給額の4万403円は償還をずっとされてきますので、それによって減額されて、残った分というなことでこの利子補給額が出ているところでございます。

それと、末端金利につきましては、畜産の経営に関しましては末端金利1.0を行っております。家畜伝染病に関しましては0.5%というなことで、今のところ設定をしております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

今、4件で1,188万円ということでお聞きしたんですが、ここ見ておりますと、最近の一般質問も言いましたように、困窮しております海の関係、今ノリのほうだけにこの資金、貸付資金をしておられますが、この事業指定、もう少し緩和はできないものかをお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

本来、漁業関係においては漁業協同組合というような組織がございますけれども、そういうところの貸し付けがあればよろしいかと思っておりますけれども、このノリに関しましては、どうしても漁協のほうからそういう資金に関して折り合いがつかないからというようなところから、うちの農林水産課でもありますので、ぜひ受け入れのほうをしてもらえないかというようなことをもってここに上がってきたと思います。今後においてもできるできないとかはお答えできるところではございませんけれども、いろんなところからのそういう基金の補給等ができるものなのかは調べてみたいと思います。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

今、漁協のほうを受け付けないのでこのほうからというふうな感じを受けました、今の説明では。そしたらば、漁協のほうのこのような指定事業資金の貸し付け等々は行われているわけですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、ノリの今回のような特別の資金については行われていなかった関係から、農協のほうを通じて行わせていただいているという形になっておるところでございます。（「いやいや漁協が貸し付けとかほかにしよっとねと聞きよっと」と呼ぶ者あり）

漁協については、正式な詳しいところは把握しておりません。

○10番（末次利男君）

先ほどの質問の中で確認をいたしますけれども、私の聞き間違いか、畜産経営資金には末端金利1%、家畜伝染病については0.5というお話がありましたけれども、これは用途別に末端金利が違うのか。それと、原資の資金名、それに利子補給をして末端金利になるというふうに思いますが、それぞれにあれが違うとですか、用途によって。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

資金の種類によって末端金利のほうが変わっております。先ほど言いましたように、家畜伝染病が0.5%、それ以外については1%というようなことで設定をしておるところでござ

います。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

今回の提案理由の中で、事業として指定をして資金融資の限度額を定める必要があるというようなことで、一応資金ごとに限度額が8,000万円ということになっております。この指定事業資金の8,000万円というのは各4つの資金があります、園芸作物から家畜の伝染病まで、それぞれに8,000万円なのか、合計で8,000万円なのかというのが一つです。

それにもう一点が、融資の内容です。融資の内容に条件があるのかどうか。

それと、今回限度額が定められておりますけれども、これがふえたのか減額になったのか、それについてお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

限度額につきましては、4つの資金合わせまして8,000万円というなことでなっております。

それと、上限については各資金ごとに違っておりますけれども、園芸、畜産、ノリについては上限100万円、家畜伝染病に関しましては500万円というなことで設定をしておるところでございます。

それから、事業の額の変更というなことについては、以前は4,000万円てなことでしておりましたけれども、ここ数年は8,000万円というなことでしておるところです。家畜伝染病の関係で何かあったときにはそれ相応の金額が必要になるというなことも想定しまして、家畜伝染病対策資金の枠だけで大体4,000万円程度を設定しておるところでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

再度確認しますけれども、限度額についてはこれまで4,000万円だったけれども今回8,000万円になったということと、資金の融資限度額については8,000万円。（「とめたら」「よかです」と呼ぶ者あり）

そしたら、4,000万円から8,000万円に変わったということを感じました。

それと、資金によって、園芸作物経営資金については額が決まるとして合計で8,000万円になっているという理解でいいのか、もしそうならば、この各資金ごとにどれくらい限度額があるのかお尋ねしたいというふうに思います。

それと、融資の内容、条件限定されるのかどうか、こういう事業しかだめですよとか、そういう制限があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

個々の資金の合計額が8,000万円というようなことで設定をしておるところでございます。先ほど言いましたように、園芸作物に関しては2,000万円、畜産に関しましては1,000万円、ノリについては1,000万円、それから家畜伝染病関係については4,000万円、合計の8,000万円ということでございます。

それから、内容については農協のほうを通じて行う関係で、農協のほうで審査をしていただいておりますというところでございます。個々の内容についてはうちのほうの要綱等にも上げておりますので、それにのってしておるところでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

そしたら、農協の審査を通ったら、例えば施設の建設資金とか品種の導入資金とかそういうやつも使われるということではないですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

それぞれの資金の目的というのもございますので、それに沿った形での審査を経て、それからの貸し付けというような形で行われているところでございます。（「担当課長、そのそれぞれの目的ばついでに言ってやってくれんね」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

融資の条件といたしましては、園芸作物経営資金に関しましては30以上の園芸作物を栽培する農家でございます。それぞれ個々の思いを持って取り組まれる部分に関しての融資でございます。畜産経営資金に関しましては、畜産を営み規模拡大を計画する者というようなことでの貸し付けになります。それから、ノリ融資資金に関しましては、ノリ網100枚以上を所有する者についての貸付要件となっております。最後に、家畜伝染病対策資金でございますけれども、畜産を営み家畜伝染病の発生により経営が困難となった者等についての貸付要件ということになっております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

何回もお尋ねしますが、融資の限度額、これについては4,000万円から8,000万円に倍増したということではないですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

濟いませぬ。私の答弁がわからない部分があったかと思っておりますけれども、ここ数年については8,000万円、以前が、ちょっと年度がはっきりしないんですけれども、4,000万円というようなことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第8号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第9号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第9号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

それでは、補正予算書の25ページ、企画財政管理費の事務補助金からふるさと納税に係る分ですけれど、町長の説明のほう、先日の、ふるさと応援寄附金中に係る経費は減額、主な要因は返礼率の変更や返礼品の送料が当初の見込みを下回ったということでしたけれど、確かに返礼率のほう5割から4割へと下がったと思いますけれど、基本的なことからまず聞きますけれど、29年度のふるさと応援寄附金の寄附額の、直近でも、2月末でもいいですけど、見込みです、総額、それは幾らぐらいになったのでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

本補正に計上しておりますけども、平成29年度の寄附額の見込みを8億5,000万円といたしております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

見込みで8億5,000万円ぐらい来るだろうということでありまして、昨年度、28年度が多分7億4,000万円くらいだったと思います。私が一般質問で取り上げたときには10億円目指しましょうと言った覚えがありますが、今回返礼率が5割から4割に下がったということで、寄附金も下がるのではないかと危惧をしておりましたけれど、前回は上回る寄附金になるということで安心をしておりますけれど、この返礼率を下げたにもかかわらず前年度を上回りそうだという要因についてはどういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

29年度におきましては、5月から6月にかけて、肉類の切り落としになりますけども、値段もいいということで550グラムの通常のやつを倍の1.1キロにして返礼品を提供したといったところが、かなりこの旨についての申し込みがあつとりまして、全体的な底上げになったといったところで分析しております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

肉類が好調で底上げになったんじゃないかということでございましたけれど、それで最後に聞きますけれど、昨年はこの時期といいますか、総務大臣が高市大臣ということで、各市町のほうにできるだけ下げなさいと、返礼率のほうを、そういったことが出てたと思いますけれど、それで夏になりまして、内閣改造がございまして野田大臣になられました。大臣がかわって、総務省の方針のほうも基本的には市町のほうに委ねるという方向に方針を変更されたと思います。それで、本町の場合は5割から4割に落として、29年度は返礼率をそういうふうにして設定をしてやられたということですが、これからこの返礼率に関しましては、今の4割をまた例えば5割にするとか、そういった返礼率の再考といいますか、そういったやり直しといいますか、考え直しはされているのか、それともこれからする予定でもあるのか、それともこのままとりあえずは行くのか、4割で、そういったところはどうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

御案内のとおり、29年度の当初におきまして、総務大臣のほうから通知があつとります。内容が、高額な返礼品を控えてくださいと、それとか3割以内に抑えてくださいとか、こういった例があったわけですけども。先ほど言われたように、その後で大臣のほうから通知があつとります。その後のほうの通知の中でも、4月に出した通知を見直すというか、あくまでも通知は通知で生きとりますよといった内容の通知がありました。最近でもまた改めて連絡等が、この通知を守ってくださいといった連絡も来ております。したがって、全国的な状況を見れば、先ほど言われたように、各市町の裁量に任せますよといったところもあるわけですけども、底辺ではその通知が生きているといった状況でございます。そこら辺も踏まえてですけども、今のところ現状の割合、この割合についても通知のほうで公表をしてはいけないということでありますので私のほうからは具体的に言えませんが、今現状の割合を引き続き続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

6号の16ページですけども、国庫補助金の中の土木費の国庫補助金がマイナス補正で

7,400万円ほど補正してあります。その中身を見ますと道路の橋梁費の補助金と住宅費の補助金、それぞれ3,900万円ほど、3,400万円ほどとなっておりますけど、この減額された理由についてお伺いしたいというふうに思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

まず、社会資本整備総合交付金の分で道路橋梁のほうですけど、3,947万4,000円減額しておりますが、内容としましては当初の予算を作成する時点では概算要望の要望額を予算として上げとりましたけど、毎年4月に実施要求をしますけど、実施要求した時点で概算要望から半分近くに交付金の張りつけが落ちておりますので、その分で減額をしたということです。

それと、続きまして住宅のほうですけど、これPFIの住宅の件ですけど、PFIの住宅をつくるに際し、最初うちのほうで建設費を7億300万円程度、建設費と駐車場整備とかを含んで7億300万円程度で計画しておりましたけど、事業者の提案価格が最終的に6億2,900万円と落ち込んだことから、交付金もその分落ちるといって落としております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

社会資本の整備総合交付金につきましては、概算で要求しとって、その分認められなかったというようなことですが、認められなかったその事業の内容と何で認められなかったのか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

道路橋梁の分の事業内容については、まず橋梁の補修関係が1つのパッケージとしてあります。それと、うちの場合ではのり面補修と舗装補修関係を1つのパッケージとしておりますけど、橋梁については概算要望で4,600万円しておりましたけど、決定額で3,600万円、約9割ですか、ぐらいつくんですけど。もう一つのほうののり面と舗装については、これは毎年ですけど、今回1億1,000万円ぐらい概算で要望しておりましたところが5,200万円ぐらしかつかないと、約半分ぐらしかついておりません。これは、毎年そっちのほうの交付率は下がっておって、こういう状態となっております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

それでは、住宅費の補助金ですけど、これについてはPFIの関係というようなことで、畑田の定住住宅促進ですか、あそこの事業ということですけど、この3,400万円の中身についてはいかがでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

住宅費補助金の3,400万円の中身ということですけど、これは交付金の内容が建設です。

住宅の設計から調査、建設等に係る分の費用に対して、その分の建物で45%、駐車場で50%の交付金を出すという内容でございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

P F I 事業につきましては国土交通省のほうから45%、一般の会社というか今回設立された会社のほうから55%、民間のいわゆるファンドというか融資、資金というか、そういうことになっているというふうに思いますけれども、この住宅費の補助金につきましては、いわゆる国土交通省からの見込み金額が来なかったというようなことでよろしいんですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

当初うちが、一番最初にP F Iを計画するときにP F I協会とも協議しまして、今回の場合は7億300万円ぐらいの費用がかかるんじゃないかということのうちは計上しとりましたが、実際提案者のほうが、先ほど言いましたように、6億3,000万円ぐらいですか、ぐらいで提案してきたということで、その分建設費が下がりましたのでうちのほうの交付申請もその分安く交付したということで、その分減額になっている状況でございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

それでは、工事費がそれでおさまったというような考え方でよろしいんですか。

○1番（待永るい子君）

補正予算書の38ページ、環境衛生費の家庭用合併処理浄化槽についてお伺いをいたします。去年の実績はどれくらいあったのか、またそれはふえているのか減っているのか、お願いいたします。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

去年の実績につきましては、今資料がないわけですが、済いません。今年の減額についても、平成28年から32年度までの計画に基づいて一応予算を計上をさせていただいておりますので1,482万2,000円の減額となつとります。去年の28年の実績については、後だってお答えさせていただきたいと思えます。済いません。

○1番（待永るい子君）

去年の実績というか、7人槽が多分32の予算に対して13の申し込みかなと思って。5人槽が6人の予算に対して2件の申し込みということで、大分少なかったということで減額になっているのかなと思うんですけれども。単純にずっと減って行って、申し込みが少なくなっているから、例えば来年の予算は今年より少なくするという、そういう方向なんでしょうか。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

その予算につきましては、先ほど申し上げましたけど、平成28年から32年度までの計画を環境大臣のほうに、国のほうに申請をしております。その関係上、実績で計算するわけじゃなくて、28年から32年までの計画で予算を組みなさいということで計画を立てておりますので、昨年も2,376万8,000円の予算を計上させていただいておりますけど補正減ということと、今年度も2,376万8,000円計上させていただいておりますけど、この分が1,482万2,000円の減額で、来年につきましては、30年度につきましては1,762万8,000円ということで、最終年度の32年度で国の補助を調整するというので、この分の予算は確保させていただいて予算計上をしてくださいということですので、毎年減額になるということです。

以上です。

○1番（待永るい子君）

若干申し込み少ないと思うんですけど、その原因として、補助はありますけどどうしても手出しの金額が大きいということと、それから町内の方、高齢者の方の人口がふえてますので高齢者の世帯も当然ふえているわけで、そういう面で非常に手出しの部分が多いということと、それから浄化槽した後のお金もすごく要るしいろいろと面倒もあるし、そういうことがいろいろとあってなかなかこの浄化槽に踏み切れないという家庭も多々あります。そういうところに対する施策といいますか、これは有明海再生につながる事業じゃないかなと、大きくいえば、そういうふうにするんですけども、その辺の事業に対して今後どういうふうに取り組んでいかれるつもりなのかお聞きしたいと思います。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

先ほど議員おっしゃるとおり、7人槽につきましては大体36万円ぐらいの、うちの上乗せ補助を入れて個人負担が36万円ぐらい、5人槽につきましても30万円ぐらいの大体自己負担がかかるということと。先ほどおっしゃいました維持管理につきましても、年間くみ取り料とかが、最終くみ取り料とかそういうのが出て七、八万円かかるということで、その分につきましてもいろいろと金額がかかるということで、金もかかるということもありまして、私たちが浄化槽の推進をしているわけですけど、金が伴うもので。

来年度につきましては、平成31年度の10月で消費税が上がるということで、それを見越してまた駆け込みで浄化槽をつくる方もいらっしゃると思いますけど、その分の推進をしたいと思っております。今後の生活排水事業につきましては、県のほうも町長とお会いされて、今後新たな取り組みを検討していくということで、30年度から広域化に向けて話し合いをしていくということですので、今後県とタイアップして広域化、共同化に関する計画を今からつくっていくということですので、それに話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（坂口久信君）

それじゃ、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの待永議員の質問に対して答弁漏れがありましたので。

○環境水道課長（峰下 徹君）

先ほどの待永議員の答弁漏れということで、28年度の実績につきましては、5人槽が8件、7人槽が17件、10人槽が1件ということで26件の合併浄化槽の補助を実施しております。年々減るということで、一番ピーク時につきましては25年の60件に対しまして、26年が31件、27年度が26件、28年度が26件ということで、今年度も、29年も15件程度でおさまるということで、減少の傾向につきましては自己負担もありますけど、それ以上にトイレとか台所の改修をそれと一緒にされるもんで100万円ぐらいのお金がかかるんで、今のところ減少になっているかなとは思っております。

以上です。済いません。

○8番（川下武則君）

引き続き同じような質問なんですけど。今、課長も減少の傾向の問題点といいますか、そこら辺は十分理解をしないと、これ町長にも聞いたかばってんです、先ほど担当課長が県の方と町長も含めて話をしているということの中で、そういう部分も含めて、もう少し町のほうの補助を5万円でも10万円でもふやして、今までされた方との公平性が、整合性がなくなるところもあるかもしれんばってん、だけど何かちょっと言うたら、グリコのおまけじゃなかばってんが、こいはこいとして維持管理に係る費用を幾らかでも今年度から実施するといいますか、補助を幾らかでも出すとか、そういう部分も考えられないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

町の補助ということでございますけど、まずこの事業については県と町とまずこれをやっとなったわけです。また、上積みして今補助をやりよるわけです。だから、そういうことでまた上積みとなればあれですけど。さっき担当課長申しましたとおりに、はっきり言いまして、これは合併浄化槽にだけ月の点検とかくみ取り料という、プラスアルファのついでとですよ。だから、そこんたいが若干懸念をされとるんじゃないかということと。

もう一つの見直しは、栄町、本町とかこういうような亀ノ浦、密集地の集落が宅地の余裕がなかつてもんね。だから、おのおの浄化槽をはめられんというふうなことが、共同の合併浄化槽等の、今後出てくるとでないかなということで、その分については共同ですから、場

合によっては用地の購入とかなんとか出てくるけんが、そこらの対応を上積みというたら、そちらのほうで対策をするようないかん時期が来とつとるじゃないかなというふうに思っています。したかばってんが、土地んなかもんねという人、何人かおんさっと思えますから、そこんたいを、要望等々聞きながら、プラスアルファはそちらのほうで検討していく必要があるんじゃないかと思えます。

○8番（川下武則君）

県のほうとの、先ほど言われた、県のほうは、大体家庭浄化槽に関してはどこまで県のほうとの突っ込んだ、多分普及率といいますか、そういう部分がかかなりずっと低下してきよるけんがあるんじゃないかと思うんですけど、県のほうはどういうふうな考え方ですか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

県のほうは公共的な合併処理浄化槽、例えば、例が竹崎が漁業集落やったです。ああいうふうな処理です。ただ、うちは接続等々で、よその市町はそれで、当然接続が悪くて市債がどンドンどンドン膨れるということで、うちは別に合併浄化槽しましょうとそのまま走つとるもんですから。県は個人的な合併じゃなくして、公共的な合併浄化槽を進めよつてもんね。だから、町にくださいと言っても、いや県はこういうふうな奨励をしとるということで、当然そういうことば持つとると思うですよ。

この事業については、例に先々は漁業集落排水事業、それから農排、農集排、漁業関係、それから公共と3つで浄化槽等整備は補助がありますから、うちはそれは竹崎でモデルでやったですけど、いろいろ接続率が知つといさごとなかなか大変ですから、個人的な合併浄化槽で行こうという方針を、県のほうにもそういうな方向で計画書を出しとりますから、県に言っても恐らく、言つてもというか、言わんことには何にもならんでしょうけど、言つてもいいですけど、県の方針はそういうことと思えます。

○6番（所賀 廣君）

補正予算書42ページの目の1、水産総務費の中で、節区分19の負担金補助金及び交付金というところで質問したいと思います。

今回93万7,000円という補正額になっておりますが、これを新年度の予算じゃなくて、今年度、29年度で補正するというのはどういうことなのか説明をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今回の補正予算を何で新年度で行わないのかというなことでございますけれども、国のほうが29年度補正というなことで対応されて、今回繰り越しの対応をすることによって新年度で組むよりも有利といいますか、事業の進捗がスムーズに行くというなことで、今回補正の対応ということで行われておるところでございます。

○6番（所賀 廣君）

来年度に繰り越される可能性ということです。これ、町長の提案理由の説明の中で、補助金93万7,000円は白石町に新設されるノリ糸状体培養所建設に係る補助金だというふうに書いてあります。このノリ糸状体培養所の設備の内容、どういった内容なのか、どういった規模なのか、その建設がどういった建設内容になるのか、これをお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今回の施設の概要でございますけれども、鉄骨平家建ての培養棟、これが2,400平米、それと培養水槽14トンの42基、機械装置一式というな形になつとります。施設の内容については以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

補助金93万7,000円ですが、これ4市4町で負担するものというふうにあります。この4市4町というのがどこどこなのか、失礼しました4市2町です、どこどこなのか。それと、恐らくノリ業者さんがおられるところだと思いますが、それぞれの漁業組合でノリ漁業をされている方はかなり数が違うというふうに思いますが、この4市2町というのはどこどこなのか、またその業者さんの数、それがどういった割合になっているのか、その数によって負担の割合が決定されたのかお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

まず、関係市町ということで申しますと、神崎市、佐賀市、小城市、鹿島市の4市、それとあわせまして白石町、太良町の2町、4市2町ということになつとります。

それと、農家さんの戸数によって今回の負担金が算出されたのかということに関してかと思っておりますけれども、農家戸数ではなくて、ノリの糸状体、出荷枚数をもって各市町村の負担割合が決定されているところでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

今回4市2町のほうで運用していくということですが、いわゆるランニングコスト、今回はその施設に対する補助金かなと思っておりますけど、いわゆる運用していく上での負担というのは漁家が負担していくのか、それとも自治体のほうに今後もそういう要求じゃないですけど、あるのかどうか、運営についてはいかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

運営につきましては、佐賀県有明海漁業協同組合のほうで運用されていくかと思っております。漁協の運営だと思います。

以上でございます。

○11番（下平力人君）

43ページの廃止路線代替バス運行費補助金、そしてその下の生活交通路線維持補助金、これが減額になつておりますが、これは当初決定はしとったと思うんですが、どういうことになつてんですか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

実績に伴う減額ということで、当初見込みより少なくなったということでございますけれども、詳しい内容は事業者のほうにうちのほうでも確認はまだ取れておりませんが、例年祐徳バス事業の中で観光バス等々からの補填もしていただいていたということで、熊本震災とか大分の震災とかあった時期で、結構こっちの観光客が減って、観光事業が減ったということで負担金が増加してございましたけれども、若干そこら辺の観光事業のほうを持ち直しをできて、ある程度生活路線、廃止路線のほうへの補填という部分が出てきたのではないかなというふうに理解をしております。ただ、実際の利用者については、人口減少に伴って年々減少している状況でございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

その同じページなんですが、太良町地域公共交通活性化協議会、これはどのような協議が行われてるのか、55万円上がっておりますが、多分これは新年度では上がっておりますが、コミュニティーのバス等々のお話ではないかと思うんですが、これはどういうふうな組織かお伺いたします。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

組織につきましては、公共交通関係事業者、国交省、警察、バス事業者、タクシー事業者と町民代表とか、そういった交通関係者の方の組織で運営をされております。こういったことをしているのかと申し上げますと、今現在太良町の公共交通網を策定する形成計画を策定中でございます。今回の補正の55万円につきましては、国庫補助を予定しております。事業費の2分の1を見込んで275万円の歳入を見込んでおりましたけれども、交付決定が220万円と減額決定で来ておりますので、その差額分の55万円を負担を今回増額しているところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

いろいろな業種の方でお話ということでございますが、新年度にいろいろ上がったという感じですが、いい方向性で進んでいるということに思っておりますね。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

今のうちの現状は、国道の生活路線と廃止代替路線の3路線しかございませんので、公共交通が入っていない地区もございますので、そういったところもろもろ含めて、コミュニティーバスの運行ができないかといったところでの協議を今進めているところでございます。

○議長（坂口久信君）

平古場君、よかですか。

○7番（平古場公子君）

予算書の26ページ、訪韓少年の翼参加補助金、毎年これ減で出てきてますけど、内容はどういった内容かお尋ねをいたします。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

予算として毎年計上させていただいております。事業につきましては、小学生の高学年が韓国の子供たちと交流をするような事業でございます。

今回につきましては、以前所賀議員さんとかこの件も御質問もいただいたことで、3月に実施されますので、春休みにあわせて実施されますので、今回は何とか行くようにと夏ごろから対応するようにしておりましたが、議員御承知のとおり、朝鮮半島情勢が悪化、ここ数日また違う風が吹いているようですけど、そういったことで県の子供クラブ連合会の会長のほうから、本年度についてはそういった核ミサイルの問題とかいろいろな状況がありましたので中止ということで、来年度についてはまたその状況を見ながら検討していこうということで、そういった経緯で今回また補正減ということでございます。

以上です。

○7番（平古場公子君）

そしたら、今まで何人か行かれたことはあるんですか。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

ここ十数年実績がございません。その前は2名、3名、詳しい資料としてここ手持ちありませんけど、実績はあっております。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

これは、韓国じゃなくて名前をまた違ったところに、何かそういった研修はないものか、そっちのほうに変えられたらいかかなと思うんですけど、これは実現しないと思うんですけど。そこら辺どうですか。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

県子供クラブ連合会については、今までの経緯というかがあって継続したいということでございます。以前、今ちょっと中止になっておりますけど、B&Gのほうの海洋センター、B&Gのほうで体験クルーズといいまして、小笠原のほうに船舶で研修をすると。30年度の予算にはまだそこは上がってきておりませんが、財団のほうも今震災関係に助成をするように向けておりまして、落ちついたらそういった事業もまた再度復活をさせたいというようなことですので、そういった情報も視野に入れながら今後対応したいと思っております。

韓国についても、9月の理事会で韓国に限らんでよかなかかいというようなこともあっておりますので、今後のその辺の県子供クラブ連合会の理事会あたりの経緯というか、経過も確認していきたいと思っております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

今の件に関連するわけですけど、この訪韓の翼ですか、これは先ほど課長が言われたように、ずっと行った経緯がないということは私もわかっておりますが、県の子供クラブ連合会のほうの絡みもあるでしょうけど、太良町独自としても考えてやらんと、1人行ったっちゃちょっと寂しいかもんねという子供さんたちがおりますということをおっしゃったんです。だとすれば、グループ化をして太良町独自で考えてやってもよからうし、あるいは今韓国じゃなくてもという話がありましたけど、恐らく空気がよくなるのかどうなのか、アメリカのお偉い方の指導もあるでしょうけど、逆に韓国に今から行けるような状態になりませんかということで、その辺をもうちょっと掘り下げて、グループ化したような組織を一つ行かせてみようか、グローバル化させてみようかというふうな、勉強させてみようかというふうな企画をぜひ考えてほしいと思うわけですけど、課長いかがですか。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

町独自というような議員御意見でございますけど、当然今現段階では検討もしてございませんけど、今後はやっぱりグローバル化といいますか、いろんなところに広い視野を持った子供たちの育成というのにも必要になってくるかと思っておりますので、今回今御指摘いただいた件については、今後の研究といいますか、させていただくということと、これまで訪韓に10年ちょっと前行ってたときも、議員おっしゃったように1名ではちょっと行きづらいというようなことでありまして、友達と複数名、実際は行ったときには2名とか3名とかで行かれたような経緯がございます。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

複数のときもあったということですけど、2名なり3名なり行くチャンスがあっただけ

て、これがロコミロコミでいやよかったばいて広げてもらえれば、また人数ふやしていくというふうなこともできるでしょうし、きょうあしたできる問題じゃありませんので、ぜひ検討させていただきたいじゃなくて、ぜひ実現するように、来年でも再来年でも、だらだらせずに計画を立てていただきたいと思います。答弁は要りません。

○2番（竹下泰信君）

32ページの社会福祉費の老人福祉総務費と心身障害者の福祉総務費の補正についてお尋ねしたいというふうに思います。

まず、老人福祉の総務費ですけれども、これについては負担金の補助及び交付金が510万円ぐらいです、20万円弱です。扶助費が532万円ということになって、繰出金が530万円を超えています。3つの節で1,500万円ほどあります。それと、心身障害者の福祉総務費が、その扶助費です、20万円になってますけど、1,100万円ほど補正が組まれております。

ちょっと感じたのは、こういう予算については有効に活用するのがそういう対象者の方のためになるんじゃないかなろうかというふうに思ってます。したがって、大幅に修正されてますけど、この修正された理由をお尋ねしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

御質問のまず老人福祉費の負担金補助の518万9,000円でございます。これは、うちが加入しております介護保険広域圏組合の負担金でありまして、これはそちらのほうの議会で積算したものの市町村の負担金ではありますので、この518万9,000円につきましては内容的にはうちのほうで精査を行っておりませんで、一応負担金の分の減ということでございます。

20番、扶助費の主な532万円のうちの老人ホーム入所措置費なんですけども、これにつきましては、当初の入所者を見込んでいた部分が実績的に減額になってる分の扶助費でございます。8名が実際7名になってございます。その分の減でございます。

また、その下、家族介護慰労金でございますけれども、当初につきましては予算8名の12カ月で96月分として組んでおりましたものなんですけども、要件に該当しなくなったり、亡くなられたりということで、実績38月分ということでマイナスの232万円の減と実績の見込みであります。

あと、心身障害者福祉総務費の扶助費でございますが、まず重度心身障害者の700万円の減でございますけども、これにつきましても実績見込みによる減となっておりますが、これにつきましては例年実績に基づいた予算ということで3,000万円とか3,240万円見込んでおりましたが、今年度につきましては、件数でいきますと534件の減ということで、実績見込みで700万円の減にさせていただいております。

あと、その下、障害者等日常生活用具給付でございますけども、これにつきましても実績見込みを予算に対して、ストマ等々の装具の要求が少なかったということで、マイナスの

100万円と。

その下、補装具費の支給の事業費マイナス220万円でございますけども、それにつきましても実績見込みで、車椅子の修理等々が見込みよりもかなり落ち込んだということで、実績見込みによる減ということになってございます。

あと、その次のページの障害者自立支援医療費の更生医療の分の90万円の減でございます。これにつきましても、実績見込みと腎臓とか下肢の実績が当初から見込みを下回ったというものでございます。

それぞれ扶助費につきましては実績見込みと、負担金につきましては介護保険料の、これも実績です、実績見込みの減による補正減でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○2番（竹下泰信君）

この一番上の杵藤の広域圏の組合の負担金の450万円ぐらいの補正ですけども、これについては当初の見込みよりも人数が少なくなったということから負担金が少なくなったということによろしいんですか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり厳密な分析はしてございませんけども、介護保険を利用される方のサービスの利用者が恐らく減ったのではなかろうかと思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

ほとんど200万円から、扶助費につきましては700万円ほどありますけども、大体200万円前後という数は、対象者の1名ぐらいが減ればそれぐらいの補正額になるという、そういう状況ということによろしいんですか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

扶助費につきましては、治療費の件の扶助費でございますので、1件、2件というそういう答えではなかなか分析しづらいんですけども、家族介護慰労金の扶助費につきましては、これは単価が4万円でございますので、1人で48万円がすぐ減額になるという、そういうのもあります。でも、今心身障害者の扶助費等については1件幾らでは分析をしておりませんで、トータルの件数の減ということで積算をしております。

以上です。

○8番（川下武則君）

53ページに給食センター建設費の解体跡地処理事業でマイナス1,118万4,000円の減額になってんですけど、事業の内容の見直しということですけど、どういう事業の見直しか、ま

ずそこら辺をお願いします。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

給食センターの解体跡地整備事業の補正減につきましては、あそこの旧給食センターの事務所を解体する予定であったものを解体せずにそのまま残しております。その分と跡地整備につきましては、当初予算当初では跡地整備の具体的な整備方法については確定をしておりませんでした。今回建設課のほうに委託をいたしまして、今跡地整備の舗装を行って駐車場化しているところでございますが、そのところでの実際の工事の内容によって金額が変更になっているということでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

事業の見直しということで、そしたら事務所のところを残して何かに使える部分があれば使うということでもいいんでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

公共施設の有効活用を念頭に置きまして、ほかの用途での使利用について今検討いたしておるところです。具体的に申し上げますと、今特別支援教育の教室が不足をしておりますので、例えば精神的に不安定になっているお子様、情緒的に不安定なお子様をほかの子供さんたちから離れた場所で個別に教育を受けさせるというような場所に利用するとか、あと不足している会議室にも利用できるのかなというふうに思っておりますが、ここら辺のところの実際の利用の方法については、多良小学校と協議をしながら決定をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

今の答弁の中で、非常にいいなと思うんですけど、ただあそこも結構古いんで、もしそうやって支援とかそういうお子さんの部分で使うのであれば、私も中を見たことあるんですけど、いろいろリフォームしたり、子供たちが集いやすいといいますか、ゆっくりと羽を伸ばせるようなつくり工夫せないかんってなかかなと思うんですけど、そこら辺は、もしよければそういうふういろいろ工夫しながら子供たちが使い勝手のいいふうにしてもらいたいなと思うんですけど、どうですか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

御指摘のとおりでございますので、学校と協議をいたしながらどういった利用をするのがいいのかということを決定してから、それに基づいて老朽化した部分とか補修が必要な部分

については必要最小限で修理をしていってなるべく利用しやすいような、そんな使い方を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

26ページの財産管理費についてお伺いをいたします。旧の太良高校校長宿舎外構工事とありますけど、800万円近い予算が上げてあるんですけど、何のための工事なのか内容の御説明をお願いします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

この財産管理費の798万7,000円は管理費全ての金額ですので、この工事に係る分については予算書に上げておりますけれども、197万円が予算額でございます。内容につきましてですけど、今、宿舎の外構、今まで泥、土入れのほうでやったわけですが、これをアスファルトとコンクリート、これで舗装工事を行ったというふうな内容でございます。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

旧太良高校の校長宿舎って書いてある、旧ということは現在ほどのような扱いになっているのでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

県のほうから町のほうに譲り受けまして、その後内装等の工事を行っております。住宅としての使用が可能となったということで、現在では以前から申し上げたとおりに、地域には高齢者住宅の構想というのがございます。その関係で、短期入所者を対象とするということで今まで申し上げてきたわけですが、そういった観点から、今現在については行政財産の学校教育課のほうで管理をしているといった状況でございます。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

そしたら、住宅用ということはそこに当然入る方がいらっしゃるということで、特別な限定された条件とかそういうのがあるのでしょうか。それとも、一般の方に貸し出してもいいということなのでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

先ほど申し上げたとおりに、短期入所者を想定しておるといった形で今までお答えしたわけですが、そういった観点から、学校の先生あたりが異動等で3年程度で異動されるということで、そういう想定をしていたところでございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

次の27ページの一番上の交通安全対策費、これで消耗品費40万円の減額理由を知らせていただきたいと思います。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

太良町の交通安全指導員さんが交代されるかもわかりませんでしたので、交代された場合の交通安全指導員さんの制服等について予算計上しておりましたが、今回交代がありませんでしたので、そのまま減額ということにしております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

なぜこのお伺いをしたかというのと、29年度町内の交通事故、死亡交通事故2件起きとりまして、鹿島所管内では太良町の増減が一番多い地区なんです、それを地域的にはオレンジ海道の1個、亀ノ浦の1個なんです、そういうな40万円ぐらいの消耗品費が残るのであれば、のぼり旗をつくったり、チラシをつくったりしてはどうかというふうな考えが起きたものでこの辺はお伺いしました。

それで、今老人の方の免許証返納、うちの町で返納したり何だしたら大変なんだろうが、ああいうのに補助をしたり何だりの回し金もあるのではなかろうというなことで思いました。今、町内で返納者があられるんか、その辺はいかがですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

返納となれば警察署の管轄と思いますので、私のほうでは把握しておりません。

○9番（久保繁幸君）

今アクセルとブレーキと踏み違えた事故等々もあったかと思うんですが、そういうのを先だって啓発啓蒙していくのにそういうチラシとかのぼりをとかをつくって見たらということで、毎年消耗品費40万円、50万円お使いになっとるんですが、今年度は9万4,000円だけしか使ってないので、その辺の消耗品費、使い道も考えていいのではないかとということで今後思っておりますが、今後はいかがですか。その辺が消耗品とチラシ、のぼりとの関連はできないですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回の補正減は、先ほど申し上げました交通安全指導員さんの制服ということでとりまします。そういった交通安全の啓発に係るチラシ等については、多良地区交通安全協会、または大浦地区安全交通協会というのがありますので、その協会等と話をして対応ができれば来年度、30年度からその辺の協議はしてみたいと思います。

○10番（末次利男君）

予算書の45ページ、2目の道路維持費についてお尋ねをいたします。

この節15の工事請負費の5,400万円の減額補正ということで、先ほども説明がございましたが、交付税配分が概算で要求をしておったが、実際の交付決定が減額されたというお話がありましたけれども、この事業としても単なる交付金の見込み違いなのか、何か事由があって減額をされたのかお尋ねをいたします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

工事請負費の減額ということですけど、先ほど答弁しましたとおり、当初予算時では概算要求額をそのまま予算計上しております、実際実施の要望をした時点で橋梁のほうでは9割程度、そのほかのほうでは半分程度しか交付金がつかなかったという説明をしましたが、そういうことで減額をしております、のり面保護についても実際するところはあるんですけども予算がつかないということで、交付金いっぱい使ってもこれぐらいは減額、不用額ということで計上しております。

以上です。

○10番（末次利男君）

これは交付税の配分が減額されたということでこのような措置をされたという、これは当然手続上はやむを得ないわけですけども、予算編成の考え方として、財政課長、あなた町財政の金庫番なんです。当然、財政課長査定をされて予算編成をされるというふうに思いますが、この財源をただ単なる概算要求で上げられているんですか、全てが。ある程度の見込みをちゃんと立てて、予算というのは町民にこれだけの行政サービスをしますよというのを、契約なんです。これが不履行になったということは、非常に財政課長としても責任を感じられないかん。ですから、そういった予算編成の方針、考え方、どういうふうなことで予算編成をされているのか、お尋ねします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

予算方針ということでございますけれども、もちろんその年度年度で各課から要求が上がってまいります。その要求額の総額になるわけですけども、その総額に対して歳入のほうをどういうふうな手当てをしようかといったところはまずございます。

もちろん、先ほど言われるように、今回の場合は社会資本整備総合交付金になりますけども、その交付金とかほかの補助金も一緒ですけど、まず補助金が何かないかといったところを当然担当課のほうで確認をしてもらおうと。補助金のほかにも有効な起債等はないかと、それからその後不足する分については、それに充てるような基金はないかといったところで予算編成を組むわけですけども、この事業が本当に真に必要なのかといったところが一番もっ

とうとしております。

そういった事業の中で、先ほど言ったようにそれぞれの財源というのが組まれるわけですが、これも、その交付金も、一番当初のところでは各担当課のほうでこれだけの事業に対してこれだけの交付金があるように計画していますよといったところでの申請見積もりが上がってまいります。当然上がった時点では確定はしていないと、先言われた案内のように、していない状況でございます。その後の申請があつて、先ほどの交付金の額がその時点で把握できたといった流れになってまいりますので、当然査定時においては、各課から要求が上がってくるのを中も確認して予算計上をしているといった状況でございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

当然予算編成というのは、各課から積み上げがあるはずですが、それには、当然財源の確保はしなければいけない、裏づけをしなければいけないということで、恐らく財政課長の査定があるというふうに考えます。そういった中で、来るか来んかわからんとに事業編成するということは、余りにも予算編成上責任がない予算編成じゃないかなというふうに思います。もう少し見込みを確たるものにして予算を編成していただきたいというふうに考えます。

それと、3目道路新設改良費につきましても1,400万円減額、これは皆減だろうというふうに思います。これは多分、喰場の辺地事業でずっと5年間の継続でされているというふうに思いますけれども、これを皆減された理由は辺地債の起債が採択できなかったのか、もしくは現場で工事ができない何か理由が発生したのか、ここは2つ理由で恐らく利用できてないというふうに考えますが、どうですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

辺地対策事業の分についての1,400万円の減額についてということですが、路線名は先ほど言われたように、喰場辺地のところで、町道端月線の舗装工事と喰場中央線の道路改良工事をことし予定しておりました。それで、当初の見込みでしたけど、喰場の改良のほうについてはいろいろ構造物とか多分出るだろうということで、標準断面的なもので金額を出しておりましたので全体でこの金額をありましたけれど、実際積算とか測量をしてそれほど金額がかからなかったということで減額をしております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

多分、5カ年事業でまだ未着工だと、最終年度、恐らく来年新年度で予算に計上されとりますので、恐らく来年度事業着工だろうというふうに考えますけれども、喰場辺地ということで喰場、端月辺地ということで一体的に5カ年計画でやっておられるんですか。それで、来年まで事業期間があるから、その分来年に回すということになって、あそこはまだ2年ぐ

らいあいとるです、延長は。多分福田氏のちょっと上から、大峰から上がってきたところのタッチまでの延長区間というふうに思いますけれども、それはずっと継続してできるんだろうと、私たちも現地も多分いたと思います。いまだにあの辺は未着工なんです。多分来年の事業予算でできるんだろうというふうに思いますけれども、その辺の計画はどうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

喰場辺地は先ほど言われたように喰場、端月の辺地改良工事ということで、町道端月線と町道喰場中央線を行っております。端月につきましてはことし4年目ですけど、舗装まで完了して計画は一応完了したと。喰場につきましては来年までで終わるということ、5年間にしとりますけれども、ことしについては先ほど言われたように福田さんの先から、大峰から上がってきたところまでの区間を今現在施工しております。本年度中にその喰場中央線については改良を終わらせて、新年度ではその分の舗装、改良してすぐに舗装ということはなかなかやりにくいので、舗装だけを新年度でお願いしたいということで思っております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

39ページ、有害鳥獣駆除対策補助金の件でお伺いしますが、捕獲目標がイノシシ630、アライグマ100頭、アナグマ55頭を見込んでおりましたということで増額をなされておりますが、さきの一般質問の折にイノシシに対しては571ということで御報告を受けたんですが、その見込み数に達する予定であって73万円の補正をされておるのか、お伺いします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今回の増額に関しましては、最終的にイノシシのほうは630頭を想定しております。また、アライグマのほうを当初の60頭から100頭というなことで、40頭ふやすということで、合わせまして73万円の増額ということで行ってるところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

さきの質問は7日にありました。その時点で571、あと20日ぐらいあるんですが、その数が見込めるわけですかね、630と60頭の予定で。現時点、今捕獲数は何頭ですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

ただいまの、2月末というふうなことでお答えした方が一番ベストかなと思いますけれども、今手持ち資料ございませんので、後だって御報告させていただきたいと思います。

○9番（久保繁幸君）

2月末ではどうしようもないです。3月末の予定を教えてください。あと、あなたがここで何で73万円上げたのかをお聞きしてるんですから、2月末やったら、私がこの前一般

質問したとの571と一緒にしょ、3月7日ですから。そういうふうにならないですか。まあよかよかけん。

それで、当初予算が283万5,000円、12月で133万円、ほんで今回が要って73万円で489万5,000円に予算がなっておりますが、だから当初でどんだけぐらい見込んだのか。この630に達成できるのか、100頭に達成しているのか、55頭に捕獲数が達成できるのか伺っておりますので、その辺は後だってでよろしいございますので教えていただきたい。

以上です。

○5番（江口孝二君）

今の久保議員のイノシシ対策について提案になると思いますけど。今鹿島市、嬉野市、太良町で協議会等があると思いますけど、イノシシのふやさない、駆除するために何か対策はとられていますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

イノシシの駆除に関しましては現時点においては箱わな並びにくくりわなというものと猟銃による3つの捕獲を行っておるところでございます。ほかにくくりわなというような、大きな柵を設けましてそこに誘導して捕獲するというようなものもございますけれども、それに関しては余り思うような効果が上がっていないというなこともございまして、現在行っていないところでございます。

以上でございます。

○5番（江口孝二君）

先日の一般質問でもあっていましたが、通学路等にイノシシが出没するというので、もう少しイノシシの習性、かれこれを知ってやり方を変えたらどうかと思うんです。これ私提案になると思いますけど、動物は生理的でどうしても発情期ということがあつてですね。だから、これは獣医さん等と相談しなければいけませんけど、発情の来たメスの尿をわなの中に入れて捕獲数をふやすとか、それとまだイノシシを絶滅させることはできませんけど、出産を減らせばいいわけですから、メスの捕獲した分にすれば報奨金を幾らか上乘せするとか、そういうやり方をとって、それをとられる人の意欲をもう少し上げてやればよかんじゃないかと思いますが、そこら辺はどう思われますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今捕獲のほうは当然町の猟友会の方々、狩猟免許お持ちの方々らにお願いしとるところでございます。先ほど言われましたように、習性とかいろいろまた勉強してというようなことでございますので、その辺に関しましては今後いろいろ専門的な方々に話を聞きながら、何か対応できる部分があれば有効に生かしていきたいなというようなことで思っております。

また、当然出産を減らすというなことも必要になってまいります。メスをとれば報奨金をふやせればというようなことの御質問だったかと思えますけれども、今のところは考えておりません。今後において、広域等々も含めて、その辺については話の場において、こういうことはできないかというな提案はしていてもいいのかなというなことでは考えておるところではございます。

以上でございます。

○5番（江口孝二君）

本に書いたごた回答だったら、別に聞く必要はなかですよ。ということは、実際今困ってますね。それとほら太良町独自でやることもできると思うわけです。だから、イノシシはどうしてもこれは、人間でも一緒ですけど、11月になれば発情期が来る、メスも来る、それであるならば、メスの尿をわなにかけとけばどうしてもそこまでは来るわけですから、銃砲はある程度とれる時間が決まっとつとです。早朝から日没まで、まして道路等があるところは発砲禁止ですもん、道路横断して撃つのも、だから今言われた竹崎線なんかは撃つ場所がなかわけです。単発で撃ちますから700メートル、800メートル飛ぶわけです。だから、どうしてもわなになると思えますけど、そこら辺は、そういう努力をするべきじゃなかかと思えますけど、太良町独自でも考えて、実際被害があるけ、そこら辺はもっと前向きに考えてもらいたいと思えますけど、どうでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

狩猟に関しましては、個々の狩猟免許保持者の方が最大限努力していただいているかと思えます。日ごろから、自分なりの独自の考え方で最大限の効果上げるような形でということでは設置はされているかと思えます。そういう中ででも、やはり先ほど議員さん言われましたように、新たな取り組み、考え方等々も検討する余地は十分にあるかとは思えますので、その辺についてもいろいろ猟友会等との会においてもお話をさせていただきながら、改善できる有効な手だてとしてこれは利用できるということであれば最大限活用していけるような方法で捕獲数の増というような形に結びつけていければなということでは思っております。

以上です。

○5番（江口孝二君）

補正予算書の25ページの時間外勤務手当が300万円減額されていますけど、どのような努力をされて減額されたのかお尋ねします。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回減額ということで補正をしておりますが、取り組みとしましては、ノー残業デーを毎

週水曜日ということと、それと長期にわたって残業が多いと思われる職員については残業の理由等を示した書類等を出してもらって計画的に残業を減らしていくと。それと、課内で協力し合って、とにかく特定の個人が残業が固まらないように課内で協力して仕事をしてくださいというふうな指導、取り組みを行っております。

以上です。

○5番（江口孝二君）

今の答弁を聞きますと、これから続けてやられることだと思いますけど、新年度の予算書を見ますともとに数字が戻ってます。町長選挙、知事選挙は別にして、せっかくそこらやけの努力をされているのに、また新年度は同じ時間が上がるのはなぜですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

時間外勤務手当につきましては、例年一般会計の人件費の総額の4%ということで組ませてもらっております。そのために、30年度の当初予算額につきましても29年度の当初予算額と余り変わらない数字になっているということでございます。

○5番（江口孝二君）

積算のやり方だと思いますけど、実績として上がってくるのであれば、算入の仕方にしても何にしても、31年度からは先ほど言われた努力をされれば減るということですので。やっぱり4%でなくて、その数値は変えて、予算だから、こういう言い方は失礼ですけど、適当に組んどくかというこた感じを私は受けるんです。ずっと時間外のこと言ってきました。でも、今回初めて減額されて、努力をされたかなと思いますけど、そこら辺は機械で打ち込むじゃなくて、当初予算は組めるわけですから、ここを補正をして、これだけすれば次のときは減らすことはできると思うんですけど、そこら辺はできないんですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回3月補正で減額しておりますが、当初予算につきましては12月の上旬にもう予算を組みますので、これぐらいの減額が出てくるということはその時点ではまだ把握できておりませんでしたので、当初予算につきましては例年どおり4%で組ませてもらっておりますが、これが2年、3年続けばその4%の率を下げることも考えたいと思っております。

以上です。（「もう終わるかなと思うととばってんが」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○7番（平古場公子君）

済いません、1点だけ質問させていただきます。先ほど質問がありました白石の新設されるノリ糸状培養所、4市2町、これが3市までは私も漁業をしておりましたのでわかったん

ですけど、あと1市がどうしても漁業関係者の方に聞いてもわからないわからない、ちょうど土日やったもんですから県のほうに聞くわけにもいかなかったんですけど、神崎市ということで先ほど答弁をされましたけど、神崎市の漁協の名前がわかったら教えてもらいたいですけど、それ1点です。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

漁協は佐賀県漁業協同組合というな形となっておりますけれども、その中での支所というような形になるかと思っておりますけれども、現時点で詳しい名前はわかりませんので、これも後だって調べてからお話しさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

まだほかにありますか。

あるなら、暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時1分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、答弁漏れのほうから、久保議員と平古場議員に対して答弁漏れがございますので、それをさせていただきます。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

午前中の答弁漏れにつきまして、ここで答弁をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、久保議員の質問の中で今のイノシシの捕獲頭数ということでございました。きょう現在で559頭とれとります。それで、今回補正をおかけしまして、推定で約630頭というのを見込んでおりました。これについてはあくまでもこれまでの出納等を反映して、最大限不測の事態がならないようにというなことを加味しながら上げておったところでございます。今後において、何頭とれるかは定かではございませんけれども、補正予算内で動けるものだとは思っております。久保議員の質問で以上でよろしいでしょうか。

（「聞いて良かですか」「ちょっと待ってください。平古場議員の」と呼ぶ者あり）

そちらのほうも一緒に。そしたら、続きまして平古場議員の白石町のノリ糸状体の建設関係市町というなことで、神崎市のほうがわからないというなことで御質問があったかと思っております。神崎市に関しましては、市町村合併で神崎町、千代田町、脊振村、3市が一緒になって今の神崎市になっております。以前、千代田町のほうに漁協の支所があったというなことでお聞きしとります。その後、現在においては諸富支所、漁協の合併によって諸富支所のほうに統合されているてな状況でございます。

以上でございました。失礼いたします。

○議長（坂口久信君）

それじゃ、久保議員の質問。

○9番（久保繁幸君）

確認をいたしますが、きょう現在でイノシシ559ということをお報告だったんですが、せんだって私の一般質問のときは571という頭数をお知らせいただいたと思うんですが、その辺はどういうふうな違いですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

571頭は28年度の捕獲頭数ということで御報告したところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

それでは、議長のほうから議員の皆さん、そしてまた執行部の皆さんにお願いですけれども、議員の皆さんは御存じだと思いますけれども、1回の質問に対して3回の答弁と、執行部の方たちは3回の答弁の中でわかりやすく、議員の皆さんが理解できるような答弁をしていただきたい旨をお願いをいたします。

それでは、早速始めたいと思います。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

これは午前中の久保議員の交通安全のことにに関して質問があったと思います。それに終わられた後に続きたかったわけですが、タイミングを逃しまして、交通安全に関連した質問してよろしいでしょうか。

○議長（坂口久信君）

どうぞ。

○6番（所賀 廣君）

今も防災無線で県道多良岳公園線の開通、3月1日開通式。これに伴って、優先道路の変更というふうな放送で再三鳴っておりましたが。例のあそこの交差点ですが、今もまだ警備員の方がお二人、北側、南側それぞれに立っておられて、交通事故がないようにということで随分注意喚起をします。パトカーもあそこの周辺の駐車場にとめて赤色灯回しながら注意喚起をしておられますが、一般の方々からもよく出ている、今現在も出てますが、あそこいづれ交通事故が起きるばいねということをよく耳にします。交通信号、信号機の欲しかねと言いながら、畑田寄りのほうから来るとすぐ手前が、後ろが踏切になりますので、信号渋滞等も考えられてどうなのかなという気がしますが、町としてあそこの交通安全対策としての信号設置も視野に入れながら、どういうふう考えられているのか、いくのかをお尋ねした

いと思いますが。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

県道多良岳公園線の開通に伴って、まず以前から信号機の設置は3カ所、うちのほうは考えておりますが、予算の面で2カ所ということで話がありました。そのときに国道の入口ですね。あそこは必ず必要だということで、あと一つを今の江岡・陣ノ内線との交差点、それと多良小学校のところの交差点と2つあるんですが、どちらを優先で設置するのかというような話の中で、県、警察のほうの考えとしては学童優先で、あそこも変形4差路というか、なっておりますので、学童優先ということで向こうにしたと。

それともう一つ、信号と信号の間が150メートル以上、原則ですね。これは平成25年度からそういうふうな規制がかかったということで、平成25年以前に信号機が設置されたところは距離が短くても実際設置されているところがあるわけですけど、平成25年の改正で原則として150メートル以上離れておかなければならないと。そういったことと、交差点からJRまでが距離がまた近いというようなことで、はっきりしたことは私も直接聞いてないんですけど、そういったこともあるというふうに聞いております。一応、小学校のほうをまずつけるということでありましたので、引き続き江岡・陣ノ内線との交差点もあそこは絶対必要だからということで、要望はしております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

優先道路が変更になったということは、結局県道のほうが優先道路になって、今の町道が優先ではないということです。でも、まだ意識としてどうしてもあの道、今は警備員さん立っておられますからゆっくりゆっくりという形で注意して通っておられますが、やがてはあそこびゅっと行くようになって、もし警備員さんが全然おらんようになり、いろんな何かしら看板等がなくなった場合には、必ず事故起きるやろという心配になつとです。

信号機といえば、川原の交差点、あそこが何回となく事故が起きた事故が起きたでようやくついたという経緯があって、取りつけまで相当な時間がかかったように記憶しております。話戻りますが、今のその交差点は早いうちに何とかせんと大きな事故につながりかねないというふうな感じがするわけです。警備員さんあたりはどこからそういった依頼をかけて、いつまで立っておられるのかです。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

警備員のことに関しましては、この前2月の末ぐらいでしたか、土木事務所にお尋ねしましたら、ちょうどみやき町のほうでも同じような案件がありまして、2週間警備員をつけていたということで、それにあわせて2週間ぐらい設置するというお話は聞いております。そ

れと、今電光掲示板のようなもの置いてありますけど、あれも仮設、仮に3月一杯ぐらい置いて、新年度に入りましたら、その辺の対策についてもう一度町とも検討したいというお話は聞いております。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

答弁要りませんが、大きな事故が起きないように願うわけですが、何とか早いうちに何かいい方法を模索しながら、手当てをしながらやっていただきたいと思います。答弁要りません。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

33ページから34ページにかけて地域支援事業費についてお尋ねしたいというふうに思います。

34ページの委託料が405万円ほど補正がされています。その中で大きい項目、説明書を見ますと、在宅の高齢者と総合相談業務の委託料が100万円ほどです。地域ふれあいサロンの事業委託料が261万円ということになっております。この在宅の高齢者の委託料が107万円ありますけれども、これがマイナス補正された理由。それと地域ふれあいサロン事業委託料につきましても、これがマイナスされた理由、それに加えてこの地域ふれあいサロンの事業につきましても、どういう団体がどれぐらい実際されているのか、それについてもお尋ねしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

地域支援事業の13節委託料の在宅高齢者総合相談事業委託料でございます。マイナス107万6,000円減額の予算をさせていただいておりますが、町内4居宅支援事業所に当初といえますか、介護保険事業に基づきまして在宅高齢者の総合相談事業の委託をしてございまして、4事業所といえますのは社会福祉協議会、それと光風荘、ふるさとの森、それと太良病院になるんですが。当初見込みの160万円に対して実績が52万3,800円ということで、107万6,000円の減額をしております。件数の減でございます。

それと、下の、同じ委託料の地域ふれあいサロン事業委託料のまず金額でございますが、260万1,000円の減額でございます。当初予定では、これも介護保険事業に基づきまして町内の6地区のサロンということで当初計画をいたしておりました。6地区の地域支援事業の要件といたしまして、週に1回の高齢者のサロンというのが条件となっております関係で、町内のあと6カ所についての5カ所についてはその合致しなかったと、月1回がせいぜいであったということで、実際はマイナスした要因は6地区のサロンが1地区と1地区だけの

週1回の事業ということで、この場所的には託老所大浦が実施されとります、その分の実績見込みに対する減額でございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

在宅の委託料につきましては、そしたら件数の減というような話でしたけれども、この件数というのは利用者の件数が減ったということでよろしいのかというのが一つです。

もう一つ、6地区のサロンがありまして、週1回のところは大浦の託老所だけということで、それだけ該当しましたから、あと週1回のところはなかったからこの分予算が残っていたということでよろしいんですか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

在宅高齢者総合相談事業につきましては相談の件数の減ということで、そのとおりでございまして。ふれあいサロンでございますが、1地区のみ実施されたという、そういう実績でございますので、実施が27万円ということで予算から差し引いた260万円を減させていただいております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

せっかくサロン事業の委託料を予算化されておりましたので、例えば1地区しか該当なかったんですけれども、この委託の緩和というか、条件を緩和してそれに回すということではできなかったのかどうか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

サロン事業でありますけれども、スタッフの運営上、週1回の運営はマンパワー的になかなか無理があるという施設がほとんどでありまして、実施に至っては託老所大浦が別の部屋を設けて週1回行ってらっしゃるということでございます。なお、新年度につきましても、この反省といいますか踏まえて、できるだけ推奨をしていくということで4地区ほど計上いたしている予算でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

38ページの4目環境衛生費について質問いたします。

節の19、負担金及び交付金のところで、先ほど来も質問がっておりますけれども、家庭用合併浄化槽整備に関する補助金ということで計上されております。半分ぐらいの執行率とい

うことで、次年度あたりにはまた対策をされているというふうに考えますけれども、この問題は、私の記憶では平成12年だったと思いますけれども、太良町全体の公共下水道の整備計画というのを立てて、その見直しを2回して、現在合併浄化槽で処理しようと、対策しようということになってからの始まりだというふうに考えます。

その試金石として竹崎の漁業集落排水事業に着手したという経緯がございますけれども、現在先ほど課長からも答弁もありましたように、非常に従来より少なくなってきたということから対策をされているということはわかりますけれども、ここまで鋭意努力をされてきたというふうに考えますが、この太良町の汚水処理率はどれくらいになっているのか。それと県下でどのくらいの、20市町あるわけですけれども、どれくらいの汚水処理のランキングに入っているのか、この辺を教えてくださいというふうに思います。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

太良町の現在の汚水処理率につきましては、全体が2,805戸把握しているわけですが、竹崎漁集が約160件、約6%です。くみ取りと単独浄化槽が大体今のところ70%、今合併浄化槽で整備してあるのが25%ぐらいになっております。このくみ取りと単独の70%を今後合併浄化槽にお願いをしたいということで、広報とか、補助率とかをいろいろ午前中話がありましたけれど、そこらあたりを検討してアップをしたいわけですが、午前中の答弁もいたしましたけど、経費がかかるということで、自分たちの財布から出さんまなんというのもあり、それと平成31年10月の消費税の引き上げにあわせて家を新築されるとか、そこらあたりを整備されるときにはこういう補助がありますよと再度町民の方に広報をしていきたいと思っております。

県のどのランキングにあるかというのは、やはり汚水の処理につきましては、公共下水道集落排水事業、農集、漁集と合併浄化槽と今のところあるんですけど、町としては漁集が先ほど申しました6%と低いというか、合併浄化槽が25%ですので、県内でも公共下水道とかはやっておりませんので、低いほうだと思っております。どのくらいかは把握できておりません。濟いませぬ。

以上です。

○10番（末次利男君）

全体では県内でも低いほうだという、私は理解をしております。先ほど課長の答弁もありましたように、太良町も漁集を試金石として、農集にも入ろうとか、平坦地域には公共下水道取り入れようとか、いろんな議論をされたというふうに思いますけれども、結果的になかなか、当時試算が町民1人当たり100万円かかるということで、当時1万人ですので100億が必要だということから、当然それは財政的にどうもならないということから合併浄化槽に移行されたと思っておりますが、いずれにしても一番諫早湾の問題でも被害をこうむっている

のは太良町なんです。それで、以前からお話を聞いたことがありますけれども、やっぱり竹崎の湾内は非常に浄化されているという話を聞いております。

そういったことで当然、将来的に必要なだろうということで推進は図らんばいけないというふうに思いますけれども、これ以上新しい住宅着工が、極端に鈍っているわけですので、なかなか新築に浄化槽を普及するというとも、これはパーセント的には非常に見通しが大変厳しいじゃないかなという感じがします。ここで抜本的に汚水処理率をどうするのか、将来展望に立った、午前中の答弁で平成28年から32年の計画の中で今推進してるという話があったんですけども、将来展望としてどれくらい、これだけ海の汚染も叫ばれる中で太良町は公共下水もしない中でどういったところでされるのか、またもともといっぱいあれば基金も底をつくわけですから、こういったところを将来展望としてどう考えて施策に結びつけていこうとされているのか、ただ申し込みがあればやりますよというぐらいではなかなか進まないというふうに考えますけれども、いかがでしょう、その辺は。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

合併浄化槽の推進につきましては何回となく答弁をいたしておりますけど、やっぱり経費がかかるもので、そこらあたりがネックになってずっと減少しているかなとは思っております。

今後の課題につきましては、午前中も一応申し上げましたけど、効率的な事業運営が一層求められるために、県のほうとタイアップして、今循環型社会形成ということで補助を今いただいておりますけど、県の新たに、34年ぐらいから計画というか、都道府県において広域化、共同化に関する計画をつくりなさいということで、例えば今全体で上乘せ補助をいただいている数になっておりますけど、例えば伊福地区、今年度は伊福地区を合併浄化槽にしますからこういう事業をしますよということで県と国と協議していくのかなという話し合いを30年度からするというのを申し上げたわけですけど、そこらあたりで検討をしていきたいと思っております。

○10番（末次利男君）

当然、町単独ではなかなか難しい側面もありますので、どうしても県の支援、国の支援というのが大事なんです。その根拠として町が目指すべきところを明確に示しながら、じゃあどうするのか、午前中町長からも答弁もありましたように、非常にしたくてもできない場所もあると、先ほど言われたように、どうしても費用負担というのが発生しますので、なかなか今の状況では設置しようと思っても不可能だというところが、使い勝手の悪いということから執行率がこれだけ落ちてきてるわけですから、さらなる発展計画を立てねばいかんわけでしょう。

ですから、目標値を立てないと、目標値に向かって国にも県にもお願いをしながらやって

いくというスタンスが担当課長としては必要なのだろうというふうに考えますので、その辺はしっかりと目標設定をして、今までにない推進計画、あるいは要件緩和といいますか、そういったものを含めて検討していただければ、当然これは将来的に高齢者世帯は抜きにしても一般家庭については必要なんですから、そういったものを、推進を図っていただくような対策をしっかりと目標値を設定して強力な推進をしていただかないと、なかなか進まないというふうに思いますし、一番太良町が海の汚染についても被害をこうむっている町なんですから、ここらは積極的に推進を図っていただきたいというふうにお問い合わせいたします。

○議長（坂口久信君）

答弁要りますか。（「要ります」と呼ぶ者あり）

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

28年度から32年度まで、国のほうに目標値を170件ということで、頑張ってるということとで当時計画をされたと思っております。平成22年2月に基本計画を作成をされて、生活排水処理の基本計画を立てられて、22年4月から町長のほうから上乘せ補助ということで、そのときは多なってきたわけですけど、やはり経費的にもかかるということがありますので、今後は目標値に向かって広報とかいろいろ区長さんとかにお願いしながらも、合併浄化槽にさせていただきませんかというアンケートとかそういったあたりをして、広報とかも力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

雑入、23ページになりますが、建物災害共済で390万3,000円、これは落雷被害によるものということで報告を受けとりますが、この中学校には避雷針等々はついてないわけですか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

私の記憶の範囲内ですが、ついていなかったと思います。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

何時ごろにこれが落雷したのか、その時点で子供がいなかったのか、いたらどういう被害があったのか、その辺まで把握されとりますか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

申しわけございません。記録を持ってきておりませんので、わかりません。済いません。

○9番（久保繁幸君）

大変なことです。昼間だったら子供たちがいて、ここに書いてあるように放送設備、火災報知機等々まで電流が流れてくるということは大変な量の落雷だと思うんで。それで、この

辺はちゃんと調べていただいて、また町内の公共施設の中で避雷針がついてないところ、そこまでは把握しておられますか。これも把握されてないのなら把握されていないでもいいですけど、その辺はやっぱり、これは保険でこっだけ来たろうばってんが、それでけがしたりなんざしたら大変でしょうから、ぜひ調査していただきたいと思います。その辺どんなでしょう。

○学校教育課長（津岡徳康君）

御指摘に基づきまして調査をいたしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（所賀 廣君）

32ページの目の2、老人福祉総務費のところ、14番、使用料及び賃借料、これについてお尋ねをしたいと思います。

14万9,000円の補正減、緊急通報装置レンタル料ということで説明書きがありますが、この内容をまず、減った理由とどういったものなのか内容をお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

このレンタル料でございますが、現在70台を設置しておりまして、その新規購入代ということで、当初には20台を設置を予定しておりましたものが13台にとどまったということで、その分の差し引きの14万9,000円を減額いたしております。

これは、何かあったときの、申込制によりまして、ボタンをぽっと押して、そういう電話機を設置しておりまして、その押したのが3人さんです、見守り者に連絡が行くという、そういう通報装置ということになってございます。現有は70台を設置しておるところでございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

記憶ですと、いわゆる有線のマンツーマン電話と思うのですが、今現在70台ということですが、これはお年寄り、ひとり暮らしの方が対象というふうに思いますが、実際のところ町内に70台ぐらいなものなんでしょうか。ひとり住まい、独居老人の方といいたいでしょうか、これぐらいなものなんでしょうか、太良町は。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

現有70台というのは、登録申し込みのあった方で、通報をお願いしますという申込制になっておりまして、見守り者が3人さん、例えば子供さんとか親戚の方とか、そういう方を設定して設置するという規定になってございまして、そういうところも含めたところなんでしょう。

うが、なかなか私も私も私もという感じでは広まっていないのが現状であります。太良町全体の独居老人数については、済いません、後だって報告させていただきます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第9号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第10号

○議長（坂口久信君）

日程第9．議案第10号 平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第10号 平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第11号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第11号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第11号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第12号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第12号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第12号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第13号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第13号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第13号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第14号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第14号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第14号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第15号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第15号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

3ページに医師確保対策費で……。 （「水道、水道」「水道、今で……」「済いません」「間違いは誰にもあります」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

それでは、質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第15号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第16号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第16号 平成29年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

済いません、先ほど。3ページのこの医師の確保対策費が余ととばってんが、もう角田先生も結構年も行かれてるんで、角田先生にかわるような先生の確保にもう少し動いてもらえたらいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。（「川下議員、氏名は出さないようにしてください」「はい、済いません」と呼ぶ者あり）

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

医師確保については、年中ずっといろんな紹介依頼者であるとか大学の医局とかに話を持って行って活動はしているところです。今回の減額補正というのは、今年度は見込みがないかなと、はっきり今のところ話が進んでいるものがないので減額をさせていただいてます。

来年度は、同じようにまた予算でも上げて増員できればと思っておりますので、活動を積極的に行っていきたいと思っております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

どうも後ろからなしと言うた後に、もう2回目じゃなんじゃというて……（「気にしないでください」と呼ぶ者あり）

同じ3ページですが、補助金のところです。1,014万9,000円ほどの減額ということになっておりますが、この内容、内訳をお願いできますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

内訳ですけど、5ページを見ていただいてよろしいでしょうか。（「5ページ」と呼ぶ者あり）

医業外収益の補助金のこの部分で……（「ああ、そうかそうか」と呼ぶ者あり）

不採算地区病院の補助、これが補助率の変更がっております。その分で減額が736万8,000円、それと先ほどの医師紹介手数料の分で278万1,000円、合計1,014万9,000円となります。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

失礼しました。その不採算地区の分です。この不採算地区に指定されているということで、約5,000万円弱ぐらいの年間交付金に入れられて交付されていると思っております。その5,000万円弱の分の中で700万円カットされたということは、相当なカットになるわけですが、その理由としては国はどういった理由を上げとるわけですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

国の詳しい理由というのまでは、濟いません、把握はしておりませんが、まず一つ考えられるのは、今まで病院のベッド数に対して何床当たり幾らという補助、内容はそういうふうな内容なんです、実際稼働している病床が何床あるかという考えに今後変わっていくというふうな話はあっております。

今回の補正の中でも、実際太良病院の場合で言いますと60床ありますが、そのうちの実際使っているのは50床なら50床で補助金を出しなさいというふうにならっていくような話になっていまして、そういう考え方から計算する方法と、一律1床当たり幾ら掛けるの0.8掛けしなさいという、その2種類のどちらか低いほうの金額を予算措置しなさいというふうになってます。

うちの場合が、実際60床中60床近く動いてますので、考え方の0.8掛けのほうで計算をし

ました。1ベッド当たりの補助というのも若干変わっておりまして、今までは1床当たり84万2,000円の補助だったのが、新しい規定では89万9,000円、若干上がってはいるんですけど、それに0.8掛けして4,315万2,000円というふうな計算になっています。以前の84万2,000円掛けるの60床が5,052万だったので、その差額の736万8,000円を減額したというふうになってます。

国のほうは実際の稼働病床数で補助を出すという方向性は今後変わりはないと思いますんで、そういうふうになっていくんじゃないかと思ってます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

何となく理由づけわかるわけですが、不採算地区であるがために病床の利用率ですか、60床の中で70%ぐらいが利用率になるよというのは。不採算地区であるがためにそういった現象が起こるということを考えれば、そういった稼働率によって減らすというのは何か矛盾を感じるわけです。おかしかなというふうに思いますが、これ全国的なものなのかどうかということと、それからまだこれ決算ではありませんが、これは医業外収益の減になるわけですが、医業収益として、まだ今3月半ばですが、3月末、年度末の見通し、もし今年度はどうだったよ、見通しめいたものが伝えられるものならそれもあわせて事務長にお伺いしたいと思いますが、どういった見通しだったよということ。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず1点目の質問ですけれども、全国的に先ほど言いましたような方向性でなっていくと思います。というのが、大きい病院、国立系の病院とかが特に休床している、ベッドが全く動いていない病床、それに対しても全部の病床数で補助金が今まで出ていた。そういうのがおかしいということで、実際稼働している病床に対して補助をしていこうと。特に地方の小さい病院とかはしっかり動いてますんで、そういったところはきちっと補助をしていくという考え方は余り変わらないかと思います。

2点目の病院の今の現状ですけど、2月末までの診療報酬の点数、実際点数がお金にイコールではないですが、医療の点数のほうは昨年度とほぼ変わりはない状況です。若干減少しているところも見受けられますが、2月、3月また持ち直しておりますので、変わらない収入にはなるかと思えます。しかしながら、やっぱり費用という面は、人件費が若干上るとか、いろんな部分で、材料費とか薬品費とかそういったものも上がってきておりますので、費用は若干上がってますんで、利益という面では若干減少するかなと思ってます。一応、3月までしてみないとはっきりしたことは言えません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかによかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

それじゃ、質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第16号 平成29年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午後1時52分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人